

岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業
- (2) 業務内容 別紙「岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業仕様書」
のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3. 委託料の上限

委託料の上限は 420,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

- 令和 2 年 4 月 1 日（水） 公募開始
- 令和 2 年 4 月 10 日（金） 参加申込書の提出締切
- 令和 2 年 4 月 20 日（月） 質疑受付の締切
- 令和 2 年 4 月 27 日（月） 質疑回答
- 令和 2 年 5 月 15 日（金） 業務提案書等の提出締切
- 令和 2 年 5 月下旬 プレゼンテーション等
- 令和 2 年 5 月下旬 選定結果の通知
- 令和 2 年 6 月上旬 契約締結

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 岸和田市（以下「市」という。）の指名競争入札参加資格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者

であること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 本業務と同種の教育施設情報通信ネットワーク環境構築等の業務を受託した実績を有し、本業務を実施できる体制を整えていること。
- (11) 大阪府内に本店、支店、営業所又は事業所を有すること。

6. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市教育総務部学校管理課

電話 072-423-9680 FAX 072-433-4525

メールアドレス gkanri@city.kishiwada.osaka.jp

ホームページ <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/64/>

(2) 書類の交付

本プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部は、機密性を有する情報を含むため、その書類の交付を希望する場合は「『岸和

田市学校 ICT ネットワーク整備事業』に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式 1）に必要事項を記入し代表者の記名押印のうえ、提出すること。当該誓約書受領時にダウンロード※に必要なパスワードを交付します。

- ① 交付期間：令和 2 年 4 月 1 日から同年 4 月 10 日 午後 5 時まで
- ② 交付方法：岸和田市教育委員会教育総務部学校管理課のホームページより必要書類をダウンロードしてください。
- ③ 交付書類：
 - (ア) 岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業公募型プロポーザル実施要領（本書）
 - (イ) 『岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業』公募型プロポーザル仕様書
※ダウンロード時にパスワードが必要
 - (ウ) 『岸和田市学校 ICT ネットワーク整備事業』事業者選定に関するプロポーザル業務提案書等作成要領（別紙 2）
 - (エ) 評価基準表（別紙 3）
 - (オ) 既設校内 LAN 図面 ※ダウンロード時にパスワードが必要

(3) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出してください。

- ① 参加申込書（様式 2） 1 部
 - (ア) 提出期限：令和 2 年 4 月 1 日から同年 4 月 10 日 午後 5 時まで
※提出期限後に到着した参加申込書は無効とする。
 - (イ) 提出場所：(1) に同じ
 - (ウ) 提出方法：持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。
- ② 業務提案書 11 部
 - 正 1 部は、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載すること。
 - 副 10 部は正と同一のもので、審査に使用するので提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすなどの処理をすること。
 - (ア) 提出期限：令和 2 年 5 月 11 日から同年 5 月 15 日 午後 5 時まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- (イ) 提出場所：(1) に同じ
- (ウ) 提出方法：① (ウ) に同じ

③ 見積書 1部

- (ア) 提出期限：② (ア) に同じ。
- (イ) 提出場所：(1) に同じ。
- (ウ) 提出方法：① (ウ) に同じ。

7. 現地調査

- (1) 調査可能日時：公募開始日から令和2年5月8日まで
(土、日、祝日は除く)
- (2) 申込方法：現地調査を希望する者は、希望日の3日前までに 6.(1) の担当部署に連絡し、許可を得ること。現地調査の際は、学校運営に支障のないように訪問時間・内容について考慮すること。

8. 質疑・応答

- (1) 受付期間：公募開始日から令和2年4月20日午後5時必着
- (2) 提出方法：別紙の質問書(様式5)により、電子メールにて提出すること。
※必ず電話でメール着信を確認すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (3) 回答日時：令和2年4月27日
- (4) 回答方法：質問への回答はすべての参加者に電子メールにて回答する。

9. 業務提案書作成方法

プロポーザル業務提案書等作成要領のとおり。

10. 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙3「評価基準表」のとおり
- (2) プレゼンテーション等の実施
業務提案書について、プレゼンテーション等を実施する。
日時、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法
業務提案書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づき、選定委員の採点により評価する。(プレゼンテーション等のヒアリングを欠席した者は無効とす

る。)

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(3) の評価点の合計が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、委員長の判断により決定する。
- ③ ①、②に関わらず、(3) の全員の評価点の合計が配点合計の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した業務提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 参考見積書の金額が「3. 委託料の上限」の委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目をホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順、総合点は点数順

但し、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。

12. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項第1号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。

なお、受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5

項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、契約金額の10分の3以内の前払金の支払いを市に請求することができる。

- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 業務提案書の提出は1者につき1案とします。

14. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された業務提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

15. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後又は業務提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.(1)あてに提出してください。
- (4) 業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約をできません。